

令和元年8月

総 会 議 事 録

萩市農業委員会

令和元年8月総会

萩市農業委員会総会議事録

8月20日(火) 午前9時30分 開会 場所 総合福祉センター3F

○提出議案

- 議案第49号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
議案第50号 空き家に付属する農地の指定について
議案第51号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
議案第52号 農地賃借料情報の提供について
議案第53号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書交付について
議案第54号 現況確認書の交付について

○出席委員(18名)

1番 原 田 知 美	2番 中 村 博 和
3番 原 川 久美子	4番 小野村 壽美夫
5番 藤 田 芳 昭	6番 岡 崎 弘 明
7番 長 富 繁 美	8番 烏 田 茂 夫
9番 品 川 民 雄	10番 田 村 廣
欠席 吉 村 榮 子	12番 守 永 正 範
13番 松 田 由美子	14番 矢 次 利 典
15番 鈴 川 肇	16番 佐 伯 泰 資
17番 吉 村 剛	18番 尾 木 武 夫
19番 片 岡 兼 雄	

○議事録署名委員

8番 烏 田 茂 夫 9番 品 川 民 雄

○議 事

事務局長 只今から、令和元年8月萩市農業委員会総会を開催いたします。農業委員会委員19名中、18名の出席があり、萩市農業委員会議事規則第8条の規定により総会が成立したことを報告します。

本日の議長は、萩市農業委員会議事規則第5条の規定により会長
にお願いします。

会 長 開会のあいさつ

議 長 これより議事に入ります。

議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。萩市農業委員会議
事規則第14条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させ
ていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は、8番 烏田委員、9番 品川委員に
お願いいたします。

なお、会議書記は事務局職員にさせます。

議 長 議案第49号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」
を議題に供します。第1項の説明をお願いします。

事 務 局 議案第49号第1項についてご説明します。議案は2ページにな
ります。

申請地は、●●●、登記・現況地目ともに田、面積2,593㎡
です。譲受人は、●●●の●●●さんで、耕作面積は5,237㎡
で内容は田及び畑です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●
●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人であります●●●さんが、県外に住ま
れており、管理が難しく財産を処分したい意向があること。譲受人
の●●●さんは、農地を維持していきたいという意向があることか
ら合意に至り、双方連名により本申請に至ったものです。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳、兼業農家で田と畑あわせて
約5反の農業経営に従事されています。年間農作業従事日数は、
ご本人さん150日、奥さん180日、娘さん30日です。

(スクリーンに位置図を表示)

次に場所ですが、現地については8月7日、●●●委員さん、●
●●推進委員さん、事務局で確認しました。

申請地は●●●、で、●●●から北東へ約2.2kmの地点にあり、

着色した箇所となります。場所としましては●●●から●●●に向かう県道の沿線で、近くに●●●があります。

営農計画ですが、現在●●●が耕作しており、●●●さんが、法人の構成員であることから、所有権移転後も引き続き●●●が耕作されます。現在当該農地は、田として利用され、水稻、大豆等を輪作されており、取得後は水稻を作付けされる予定です。

農機具の保有状況は、●●●の農機具を利用するためコンバイン等の耕作に必要な機械については一通り保有されています。以上農地法第3条2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、●●●担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 9 番 8月7日に●●●推進委員さん、事務局と一緒に現地調査を行いました。内容については、今事務局から説明があったとおりです。今言われたように、●●●の方で管理されるので、何の問題もないと思いますのでご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に第2項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議案第49号第2項についてご説明します。
申請地は、●●●、登記・現況地目ともに田、面積1, 716㎡

です。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は68,838㎡で内容は田及び畑です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は、●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人であります●●●さんが県外に住まれており、管理が難しく今後も農業を行う意思がないこと、譲受人の●●●さんは、農地を維持していきたいとの意向から合意に至り、双方連名により本申請に至ったものです。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳、専業農家で田と畑あわせて約6町8反の農業経営に従事されています。年間農作業従事日数は、ご本人さん300日、奥さん60日、息子さん330日です。

(スクリーンに位置図を表示)

次に場所ですが、現地については8月5日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で確認しました。

申請地は、●●●地区で、●●●から北東へ約0.2kmの地点にあり、着色した箇所となります。現地はここでございますが、●●●や、●●●があります。ここに●●●がありまして、●●●から少し入った所になります。

営農計画ですが、現在当該農地は、田として利用され、ネギ、水稻などを輪作されています、取得後は、野菜を栽培される予定です。

農機具の保有状況は、トラクター1台、コンバイン1台、乾燥機1台、糶摺り機1台、草刈機4台、軽トラック2台を保有されています。以上農地法第3条2項各号には、該当がないため、許可要件をすべて満たしています。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 2 番 補足説明は特にありませんが、事務局の説明があつたとおり8月5日に●●●委員さん、●●●推進委員さん、行政書士の方、事務局2名の6人で現地確認をしました。●●●さんが●●●退職後、いろいろと農業に取り組んでいらっしゃるようですが、今は次男の息子さんと白ネギを取り入れた農業経営に力を入れておられます。将来

的には2,000万円を目標にという希望をもっておられるようです。今まで●●●さんの土地を借地として作っておられたんですが、この度●●●さんが亡くなられたということを機に、贈与によって所有権を移転し、続けて作っていくということです。特に問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたします。

議 長 次に第3項の説明をお願いします。

事務局 それでは議案第49号第3項についてご説明します。

申請地は、●●●、登記・現況地目ともに田、面積1,627㎡外2筆、合計2,157㎡です。譲受人は、●●●の●●●さんで、耕作面積は4,361㎡で内容は田及び畑です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は、●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人であります●●●さんが、市外に住まれており、管理が難しいこと、財産を処分したい意向があること、譲受人の●●●さんは、農地を維持していきたいという意向があることから合意に至り、双方連名により本申請に至ったものです。譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳、兼業農家で田と畑あわせて約4反の経営に従事されています。年間農作業従事日数は、ご本人さん200日、旦那さん200日です。

(スクリーンに位置図を表示)

次に場所ですが、現地については8月7日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で確認しました。

申請地は、●●●地区で、●●●から北北西へ約1.7kmの地点にあり、着色した箇所となります。●●●から、●●●に向かう県

道を少しそれて、●●●のふもとなります。

営農計画ですが、現在●●●が耕作されており、●●●さんが法人の構成員であることから、所有権移転後も引き続き●●●が耕作されます。現在当該農地は、田として利用され、水稻が栽培されており、所有権移転後も水稻を栽培される予定です。

農機具の保有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、草刈機3台、軽トラック1台を保有されています。以上農地法第3条2項各号には、該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 1 番 事務局の申されたとおりでございまして、ご主人が病弱なため、奥さんが引き継がれることになったのですが、先程のお話しの法人の●●●がほとんどやるので。私も●●●も小作料から土地改良区の負担金と税金を納めたら手に残らず、売買が難しく法人の弱点になり、活力がなくなる第一の原因がそこにあるのではと私は思っております。いらない事を申し上げましたが、ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第3項は原案のとおり決定いたします。

議 長 議案第50号「空き家に附属する農地の指定について」を、議題に供します。第1項の説明をお願いします。

事務局 議案第50号、第1項についてご説明いたします。議案は4ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

説明の前に議案の訂正をお願いします。4ページ右側の住所・氏名欄ですが、譲受人となっていますが、申請人の誤りです。譲受人を申請人に訂正をお願いします。申し訳ございません。それでは説明いたします。

まず、本議案につきましては、先月決定しました空き家に附属する農地の別段面積1アールに係る案件で、萩市空き家に附属する農地の別段面積基準に基づき指定を行うものです。萩市農業委員会では初めての指定となります。

現地につきましては、8月5日、●●●委員さん●●●、委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から西へ200m、●●●地区のこちらです。申請地は、●●●、地目は登記・現況とも畑、面積412㎡、外3筆、合計1,855㎡です。申請人は、●●●の●●●さんです。

申請人は申請地の所有者で、指定申請書には空き家バンクに登録されていたことの確認書が添付されており、適用条件を満たしています。現地はきれいに管理されており、空き家についてはすでに売買契約が成立していると聞いています。空き家に附属する農地への指定決定後、ホームページ上で公示し、所有者と空き家購入者連名での農地法第3条許可申請が提出される予定です。以上、ご審議の程、よろしくをお願いします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

第12番 この件につきましては、今、事務局長がすべて言われましたので、言う事はございませんが、8月5日に事務局2名、●●●委員、●●●推進委員と現地確認を行いました。この農地の農地指定は萩市では最初の件ではないかと思えます。この●●●さんにつきましては、現在●●●に住んでおられまして、空き家につきましては平成

30年2月7日に空き家情報バンクに登録されています。家の管理につきましては、毎月のように来られておられまして、綺麗に管理されています。本日の議題でございますこの畑につきましては、家のすぐ側ということで、これも草が茫々に伸びた状態を見た事が無いくらい綺麗にしておられます。特に問題はないと思いますので、ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
この後、3条申請が出てきて所有者移転が出来るということですね。よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたします。

議長 議案第51号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。第1項の説明をお願いします。

事務局 議案第51号第1項についてご説明します。議案は6ページです。説明の前に議案の訂正をお願いします。譲受人の住所が●●●となっていますが、申請後に転居されましたので住所を●●●へ訂正をお願いします。

(スクリーンに位置図を表示)

それでは説明いたします。8月6日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地調査を行っています。

申請地は、●●●から西へ約1km、宅地化が進行する第1種低層住居専用地域内にあり、農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。

申請地は、●●●、登記地目は田、現況地目は畑、面積196㎡です。転用者は、●●●、●●●さんで、所有者は●●●の●●●さんです。

場所ですが、ここに国道があつて、●●●、●●●、●●●がある所で、その路地を入ったこの緑で着色した場所となります。

転用目的ですが、申請地は昭和54年に所有者の両親が自己用住宅建設のため取得されましたが、事情により計画通り建設できず、その後、両親が亡くなられ現在の所有者となっています。譲受人も現在、借家住まいで子どもの成長とともに手狭となったことから、申請地を買い受けて、自己用住宅と駐車場を整備するもので適当です。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、東側、南側と北側の一部は道路と接し、西側と北側の一部は宅地と接しており問題ありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に配置図ですが、申請地にこのように住宅を建設します。用排水計画ですが、雨水は自然流下で東側道路側溝へ、汚水は公共下水道へ接続させるため適当です。

被害防除計画ですが、切土、盛土は行わず地ならしし、境界には既設ブロック塀があり、土砂の流出等のおそれはなく適当です。以上、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 6 番 この件につきましては、8月6日に事務局並びに、●●●推進委員、私の4名で現地調査を行いました。内容につきましては詳しく事務局からのご説明がありましてとおりでございます。ご説明の中にもありましたように、以前ここは、申請をされていた所で、諸事情により家が建たなかったという跡地でございます。現状としては、荒廃という状況でございます。住宅地の中の荒廃地ということで、家がたつてしかるべき状況の中にある農地ということなので、転用もしかたないと思います。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、第2項の説明をお願いします。

事務局 議案第51号第2項についてご説明をいたします。

(スクリーンに位置図を表示)

8月6日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地調査を行いました。

申請地は、●●●から北へ450m、宅地化が進行する第1種中高層住居専用地域内にあり、農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。

申請地は、●●●、地目は登記・現況とも畑、面積511㎡です。併用地を含めた全体面積は739.88㎡です。

場所ですが、こちらが●●●、●●●があって、その北側のこの緑で着色した場所となります。併用地の宅地部分がこの着色した部分となります。

転用者は、●●●、●●●さんで、所有者は●●●でこの許可申請につきましては財産管理人に選任された●●●司法書士が行っています。

転用目的ですが、所有者が亡くなり相続人のいない申請地を、宅地建物取引業の免許を持つ●●●が買い受け、隣接する宅地とあわせて、用途地域内で3区画の宅地分譲と道路を整備するため土地の造成を行うもので適当です。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、南側・西側は道路、東側・北側は宅地で、

北側に一部、畑がありますが、隣接農地承諾書が添付されているため問題ありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に配置図ですが、申請地に3つの区画と道路を設けます。宅地造成後の用排水計画ですが、雨水は自然流下で道路側溝へ、汚水は区画内に浄化槽を設置し道路側溝へ排水させるもので適当です。

被害防除計画ですが、切土・盛土は行わず整地のみ行い、境界にはブロック塀を設置する予定で、土砂の流出等のおそれはなく適当です。以上、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議 長 それでは、●●●地区担当の推進委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員お願いします。

第 6 番 この件につきましては、8月6日に事務局並びに、●●●推進委員、私の4名で現地調査を行いました。内容につきましては事務局からのご説明がありましたとおりでございまして、ご覧のように細長い土地となっています。画面でいうと左側が県道で、赤線で色が付いているこのところを利用しながら別の道を付けることになると思うので、この色の付いている上の道が広くなると思われまして。ただ、残りの部分が細長い面積になって、道に面した部分が少なくなるのですが、家の向きを変えれば出来るのではないかという状況でした。

近隣の農地につきましても、荒れたように見えておりますが、所有者の宅地に接点がないことから問題ないと思っております。特に変わったことはございませんが、こういう街中の前や後に家がある農地は荒地が進むことから逆に良いことなのかも思っております。以上、ご審議の程、よろしくお願いたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第2項について、原案のとおり決定す

ることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に第3項の説明をお願いします。

事務局 議案第51号第3項について説明をいたします。

(スクリーンに位置図を表示)

8月7日、●●●委員さん、●●●委員さん、事務局とで現地調査を行いました。

申請地は、●●●から北東へ1km、過去に公共投資のあった集団の農地のなかにある第1種農地です。

申請地は、●●●、登記・現況地目ともに田、面積500㎡です。転用者は、●●●、●●●さん、●●●さんです。場所ですが、こちら●●●、●●●があって、むつみに向かう途中のカーブになっている所に入って行って、少し入ったこちらの緑で着色した箇所になります。

転用目的ですが、転用者の●●●夫婦が現在、市外の賃貸住宅に居住されていますが子どもの成長とともに手狭となったことから、父親所有の農地に自己用住宅を建築するもので適当です。第一種農地の事案となりますが、地域において居住する者の日常生活上必要な住宅で集落に接続して設置されるものであり、規則第33条第4号に該当し許可の対象となるものです。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、西側・北側は道路、東側・南側は所有者の農地のため問題ありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に配置図ですが、こちらが道路、こちらの北側が農地の所有者の父親の住宅、申請地がこの部分になります。個人住宅については、概ね500㎡以内ということで、分筆して、この部分に住宅を建築

します。

用排水計画ですが、雨水は自然流下で農業用水路へ、汚水は浄化槽を設置し道路側溝へ排水させるもので適当です。なお、農業用水路への排水については、地元水利権者の承諾書が添付されており問題ありません。

被害防除計画ですが、50cmの盛土を行い整地し、境界には重力式擁壁を設置するため土砂の流出のおそれはなく適当です。なお、現在、農用地からの除外の手続き中で、農地法の許可については、この農用地除外後の許可、また施行となります。以上、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当の推進委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

第5番 8月7日に、今事務局から説明があったとおり、事務局と●●●委員と私とで現地調査をしました。この農地に関しましては、水路が壊れているため水が行っていません。それと、●●●の人口も減っているのですが、このように若い子供さんが帰って来て人口が増えるのも希望していますので、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長 これより質疑に入りますが、何歳くらいですか。子供さんもいらっしゃるのですか。

事務局 たぶん●●●歳だと思います。お子さんも二人いらっしゃると思います。

議長 おじいちゃん、おばあちゃんも励みになりますね。

議長 それでは採決いたします。第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第3項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次、議案第52号「農地賃借料情報の提供について」を、議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事務局 萩市の賃借料情報ということで、平成30年4月1日から31年3月31日までに告示された利用権設定の賃借料水準につきましてご説明します。表をご覧ください。地域名の横に記載しております、平均額というのが、賃借権だけの平均額です。表の一番右に記載しております（参考）地域平均額につきましては、使用貸借を含めた平均額で表示しています。現在、最適化推進委員のみなさんへ11月30日に期間満了を迎える利用権について契約書をお送りしています。今回は契約を更新されないものも多くありますが、新たな借り手が見つかるものもあろうかと思えます。また、全くの新規の利用権もあると思われますので、設定の際の参考にしていただければと思います。なお、この資料につきましては、推進委員さんへお送りするとともに、萩市のホームページへも掲載します。以上議案第52号の説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。最近、使用貸借は増えていますか。

事務局 はい。使用貸借は増えています。

議 長 所によって使用貸借の割合が多い所もございます。そういった所は高齢化が進んで、なかなか耕作してくれる人が少ない、或いは法人も既に手一杯で、そこに対しての耕作が出来ない、或いは戻すという話も聞いておりますが、そういったものが増える事によって使用貸借も増えているのではないかと思われます。それでは採決いたします。議案第52号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第52号は原案のとおり承認いたしました。

(報告事案-1)

議 長 議案第53号農業振興地域整備計画の変更に係る意見書交付について議題に供します。第1項の説明をお願いします。

事務局 それでは議案第53号についてご説明いたします。議案は10ページです。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、市農政課から農用地区域からの除外について意見書交付の依頼があったものです。

第1項、●●●、登記地目は田、現況地目は畑、面積1722㎡の内4㎡、所有者は●●●の●●●さんで、転用者は●●●、●●●さんで、転用目的は携帯電話無線基地局の設置です。

当該地につきましては、認定電気通信事業者が中継施設を設置するために必要な土地であり、農地法施行規則第53条第14号に該当し農地転用許可を要しないととも、周辺農地の営農や農用地の利用の集積に支障を及ぼすものではないことから、農用地区域からの除外について異議ない旨の意見書を交付しています。

以上、報告いたします。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。この案件は許可案件じゃないですね。一応、公告はするということですね。

事務局 はい。

議 長 という案件でございます。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で議案第53号の報告は終わります。

(報告事案-2)

議 長 議案第54号現況確認書の交付について、議題に供します。

議 長 第1項から第5項まで一括して、説明をお願いします。

事務局 それでは議案第54号についてご説明いたします。議案は12ページになります。

(スクリーンに位置図を表示)

第1項申請地は、●●●から南東へ1kmに位置する●●●、登記地目は畑、面積1209㎡、申請人は●●●の●●●さんです。場所ですが、●●●になります。元の●●●さんがあった事務所や倉庫があった土手沿いの着色した箇所になります。

申立てによると、申請地には昭和48年に木造スレート葺平屋建ての倉庫2棟を建築後、昭和55年に事務所1棟、その後、物置3棟を建築し現在に至っている。本調査によると、申立てどおり倉庫2棟、事務所1棟、物置3棟が建っており、農地としての現況をとどめていないため非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

続いて第2項申請地は、●●●から南西へ1kmに位置する●●●、登記地目は畑、面積2.90㎡、申請人は●●●の●●●さんです。こちらの場所につきましては、先程5条の申請があった場所になり、●●●さんの宅地として転用する部分がこちらで、その隣接する部分になります。

申立てによると、申請地は隣接する●●●の宅地と野境界ブロック敷地として一体利用されており、現在に至っている。本調査によると、申立てどおり境界ブロックが設置されており農地としての現況をとどめていないため非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

続いて第3項申請地は、●●●から北へ0.9kmに位置する●●●、登記地目は畑、面積132㎡、申請人は●●●の●●●さんです。第3項の申請地ですが、ここが●●●から●●●に抜ける道路で、●●●があって、こちらの緑で着色した所になります。

申立てによると、申請地は所有者の母親が存命中以前から隣接の●●●と一体利用しており現在に至っている。本調査によると、申請地は隣接の●●●に住宅が建築された当時から住宅敷地として一体利用されており、農地法第2条第1項に規定する農地には該当しないため非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

続いて第4項申請地は、●●●から北へ1 kmに位置する●●●、登記地目は畑、面積30 m² 外4筆、合計で208 m²、申請人は●●●の●●●さん、●●●の●●●さんで持分はそれぞれ2分の1です。先程の●●●から少し海側に行った、緑で着色した箇所になります。

申立てによると、申請地は昭和32年に住宅を建築後、取り壊し、現在、借家2棟が建築されて現在に至っている。本調査によると、申立てどおり●●●、●●●及び●●●には借家が建っており、●●●及び●●●は住宅敷地として一体利用されており、農地としての現況をとどめていないため非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

続いて第5項申請地は、●●●から北へ2.5 kmに位置する●●●、登記地目は田、面積1546 m² 外1筆、合計2123 m²、申請人は●●●の●●●さんです。場所ですが、この緑で着色した箇所になります。

申立てによると、申請地は昭和50年頃から耕作しておらず、灌木や蔓が繁茂し現在に至っている。本調査によると、申請地は灌木が生え、蔓が繁茂しており、農地としての現況をとどめていないため非農地に認定したものです。以上、報告を終わります。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で議案第54号の報告は終わります。

議長 以上をもちまして、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

これで、萩市農業委員会総会を閉会いたします。

午前10時15分 閉会

萩市農業委員会議事規則第14条第1項の規定により署名する。

令和元年8月20日

萩市農業委員会会長 片岡 華雄

委員 島田 茂夫

委員 品川 民雄